

午 前

令和 8 年度 土地区画整理士技術検定

試 験 問 題

【学 科】

次の注意をよく読んでから解答してください。

【注 意】

1. これは学科試験の問題です。表紙とも 10 枚、40 問題あります。
2. 解答用紙（マークシート）には間違いのないように、検定地・氏名・フリガナ・受検番号を記入するとともに受検番号の数字をぬりつぶしてください。
3. 問題は全て必須です。40 問題全部を解答してください。
4. 解答は、別の解答用紙（マークシート）に HB の鉛筆又はシャープペンシルで記入してください。
(万年筆、ボールペンの使用は不可)

解答用紙は	問題番号	解答記入欄			
	No. 1	①	②	③	④
	No. 2	①	②	③	④
	No. 10	①	②	③	④

となっていますから、

当該問題番号の解答記入欄の正解と思う数字を一つぬりつぶしてください。

解答のぬりつぶし方は、解答用紙の解答記入例（ぬりつぶし方）を参照してください。

なお、正解は 1 問について一つしかないので、二つ以上ぬりつぶすと正解となりません。

5. 解答を訂正する場合は、消しゴムできれいに消してから訂正してください。

消し方が不十分な場合は、二つ以上解答したこととなり正解となりません。

6. この問題用紙の余白は、計算等に使用してさしつかえありません。

ただし、解答用紙（マークシート）は計算等に使用しないでください。

7. 解答用紙（マークシート）を必ず試験監督者に提出後、退室してください。

解答用紙（マークシート）は、いかなる場合でも持ち帰りはできません。

8. 試験問題は、試験終了時刻（12 時 30 分）まで在席した方のうち、希望者に限り持ち帰りを認めます。途中退室した場合は、持ち帰りはできません。

問題 No. 1 ～ No. 40 の問題は、必須問題です。全て解答してください。

※本試験問題（学科）においては、以下の特例は考慮しないものとする。

- ・土地区画整理法第 136 条の 3（大都市等の特例）及び条例で定める事務処理の特例
- ・構造改革特別区域法第 32 条（都市計画法の特例）で定める特例

【No. 1】 土地区画整理事業と都市計画の関係に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 土地区画整理事業に関する都市計画は、施行区域の面積が 50 ヘクタールを超えないものについては、市町村が定める。
- (2) 土地区画整理事業は、区域区分が定められていない都市計画区域においても、都市計画に定めることができる。
- (3) 個人施行者は、都市計画区域外においても土地区画整理事業を施行することができる。
- (4) 土地区画整理事業に関する都市計画を定める場合は、市街地開発事業の種類、名称、施行区域、公共施設の配置及び宅地の整備に関する事項を都市計画に定めなければならない。

【No. 2】 土地区画整理事業に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- (1) 個人施行者になろうとする者は、事業計画を公衆の縦覧に供しなければならない。
- (2) 地方公共団体施行の場合、減価補償金の交付は、仮換地を指定したとき又は使用、収益を停止させた場合に行うことができる。
- (3) 地方公共団体施行の場合、事業計画の変更に際して、施行者は土地区画整理審議会の意見を聴く必要がある。
- (4) 組合施行を行おうとする場合、施行地区となるべき区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、施行地区となるべき区域の公告があった日から 1 か月以内に市町村長に対し借地権の種類及び内容を申告しなければならない。

【No. 3】 土地区画整理事業に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 組合を設立しようとする者は、事業計画を定める際に、宅地以外の土地を施行地区に編入する場合は、当該土地を管理する者の承認を得なければならない。
- (2) 組合施行の土地区画整理事業においては、「宅地及び宅地について存する権利の価額の評価の方法に関する事項」は定款で定める。
- (3) 地方公共団体施行の場合、施行規程は条例で定めなければならない。
- (4) 組合設立の認可申請は、施行地区となるべき区域内の宅地の所有者及び借地権者のそれぞれの3分の2以上の同意があれば行うことができる。

【No. 4】 土地区画整理事業調査に関する次の記述のうち、適当なものはどれか。

- (1) 事業計画作成のための実態調査は、土地利用、交通施設、公益施設等の現況調査であり、権利関係についての調査は含まれない。
- (2) 事業調査は、土地区画整理事業実施の緊急性の高い地区を対象に実施するので、その調査範囲は区画整理予定地区と同じにする。
- (3) 区画整理促進調査は、まちづくり基本調査、区画整理事業調査又はこれらに相当する調査と併行して、関係権利者等に対しての意識調査や、換地設計の準備等について必要な調査を行う。
- (4) 基本構想の作成は、都市を構成する一定規模の地域の整備方向を明らかにするものであるとともに、区画整理予定地区とその周辺地域の整合を図るために、事業計画の作成とともに行うものである。

【No. 5】 土地区画整理事業の事業計画に関する次の記述のうち、適当でないものはどれか。

- (1) 事業計画は、公共施設その他の施設又は土地区画整理事業に関する都市計画が定められている場合においては、その都市計画に適合して定めなければならない。
- (2) 設計図には、施行後における施行地区内の公共施設並びに鉄道、軌道、官公署、学校及び墓地の用に供する宅地の位置及び形状を表示しなければならない。
- (3) 施行地区は、事業の施行を著しく困難にすると認められた場合を除き、都市計画において定められている公共施設の用に供する土地を避けて定めてはならない。
- (4) 事業施行期間は、事業計画の決定又は組合設立認可の公告の日から、換地処分公告の日までを予定して定めなければならない。

【No. 6】 土地区画整理事業の設計に関する次の記述のうち、**適当でないもの**はどれか。

- (1) 幹線道路の交差点設置は、交通処理の必要からできるだけ多く設けることが望ましい。
- (2) 公園の計画に当たっては、原則として周囲を道路で囲むようにし、少なくともその3辺は道路に接するようにすることが望ましい。
- (3) 中心商業地のように通行者が多い地域においては、「たまり空間」として道路のみならず公園や広場といったオープンスペースを適切に配置することが有効である。
- (4) 住宅地の街区の規模・形状は街区の短辺は30～70 m、街区の長辺は120～200 mを標準とする。

【No. 7】 土地区画整理審議会に関する次の記述のうち、**適当でないもの**はどれか。

- (1) 土地区画整理審議会の委員には、定数の5分の1を超えない範囲内において、施行地区内の地権者による選挙によらず学識経験者を選任することができる。
- (2) 市町村施行において評価員を選任する場合は、土地区画整理審議会の同意を得なければならない。
- (3) 施行地区を工区に分けた場合、土地区画整理審議会は、工区ごとに置かなければならない。
- (4) 特別の事情がある場合を除き、地権者を学識経験者として土地区画整理審議会の委員に選任することは望ましくない。

【No. 8】 仮換地の指定に関する次の記述のうち、**誤っているもの**はどれか。

- (1) 公共施設の用に供されている国又は地方公共団体以外の者が所有する土地について、公共施設の変更の工事のために必要がある場合は仮換地を指定することができる。
- (2) 仮換地の指定に当たっては、あらかじめ換地計画の認可を受ける必要がある。
- (3) 従前の宅地上に存する建築物の借家権者については、仮換地指定の通知をする必要はない。
- (4) 仮換地指定及び使用収益停止によって使用収益することができる者のなくなった宅地は、施行者が管理する。

【No. 9】 土地区画整理事業における建築物等の移転及び補償に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- (1) 市町村施行において、建築物等に対する損失補償基準を定める場合、評価員の意見を聴く必要はない。
- (2) 住宅、物置、ガレージその他これらに類するものを移転しようとする場合には、当該建築物の移転等の通知及び照会における移転すべき相当の期限は、3か月未満とすることができる。
- (3) 従前の宅地に存する建築物の所有者が、その建築物を仮換地に移転しようとする場合には、施行者の許可を受けなければならない。
- (4) 市町村施行において、施行者自ら建築物等を移転し、又は除却しようとする場合には、土地区画整理審議会の同意を得なければならない。

【No. 10】 土地区画整理事業の工事施工に関する次の記述のうち、**適当でないもの**はどれか。

- (1) 宅地は、道路より 20 cm 高く、かつ、宅地内高低差を最大 2 m 以内とすることが望ましい。
- (2) 一般に、切土の法面勾配は、盛土の法面勾配に比べ、緩やかにすべきである。
- (3) 仮設工とは、工事用道路、工事中の代替道路、現場事務所、仮設住宅など、本工事を実施するために施工期間中一時的に設ける施設に関する工事をいう。
- (4) 上下水道、ガス、電気、電話等の施設の移設工事の施工は、移設工事協定書によって施設の管理者に委託することが適当である。

【No. 11】 換地を定める場合の照応に関する次の記述のうち、**適当でないもの**はどれか。

- (1) 換地に影響を受ける宅地所有者等の全員の合意に基づく申出換地については、公益に反せず、事業施行上支障が生じない限り、申出に基づいて、換地を定めることも可能である。
- (2) 照応を考慮する従前の宅地の状況等を判断する基準時点は、原則として事業開始時である。
- (3) 従前の地積が等しい宅地については、地積が照応するように等しい地積の換地を定めなければならない。
- (4) いわゆる横の照応とは、施行地区内の従前の宅地相互間において、換地の均衡が保たれていることである。

【No. 12】 土地区画整理法に規定する宅地に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 国が所有する高速自動車国道の用に供している土地は、宅地である。
- (2) 地方公共団体が所有する道路区域外にある都市計画駐車場の用に供している土地は、宅地である。
- (3) 地方公共団体が個人から借りて道路の用に供している土地は、宅地である。
- (4) 都市計画決定された駅前広場内にある鉄道会社所有地は、宅地である。

【No. 13】 換地設計に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- (1) 区画整理会社が施行する事業における地積の決定方法は、規約に記載しなければならない。
- (2) 組合施行では、施行者が処分する権限を有する建築物の一部及び建築物の存する土地の共有持分を定めるいわゆる立体換地を行うことはできない。
- (3) 地方公共団体施行において、換地を市街地再開発事業区内に定める場合は、土地区画整理審議会の同意を得なければならない。
- (4) 宅地の所有者が、宅地について換地を定めない旨の申出をした場合、換地計画において宅地の全部又は一部について換地不交付とすることができる。

【No. 14】 換地設計の準備に関する次の記述のうち、適当でないものはどれか。

- (1) 小学校新設の地域要望を解決するため、いわゆる創設換地により小学校の敷地を確保することができる。
- (2) 換地設計に先立って、登記簿にあり地図にない土地について、登記官と協議し不突合が生じないように処理することとした。
- (3) 宅地が狭くなると困るという小規模宅地の所有者に対し、施行者である地方公共団体が所有する宅地の一部を売却し、合併又は隣接して換地を定めることとした。
- (4) 土地区画整理法の規定による過小宅地の取扱いをする場合において、減歩が生じないよう従前の宅地と同地積の換地を定めなければならない。

【No. 15】 土地区画整理事業の換地設計作業に関する以下の記述について、正誤の組合せとして適当なものは次のうちどれか。

(イ) 換地標準指数は、施行前の画地の平方メートル当たり指数に一般宅地の比例係数（比例率）を乗じたものである。

(ロ) 一般宅地の比例係数（比例率）は、施行前の画地及び換地を評価し、特別な取扱いをした宅地を除いた宅地について、施行後の総指数を施行前の総指数で除したものである。

(イ) (ロ)

- (1) 正 ——— 正
- (2) 正 ——— 誤
- (3) 誤 ——— 正
- (4) 誤 ——— 誤

【No. 16】 換地設計に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 工区ごとに換地計画を定める場合において必要があるときは、ある工区内の宅地の換地を別の工区に定めることができる。
- (2) 市町村が設置する診療所の用に供する宅地については、換地計画において、その位置、地積等に特別の考慮を払い、換地を定めることができる。
- (3) 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームで、主として換地計画の区域内に居住する者に向けた施設の用に供している宅地については、換地計画において、清算金に関し特別の定めをすることができない。
- (4) 事業計画に誘導施設整備区を定めた地区において、宅地の所有者が、換地計画において換地を誘導施設整備区内に定めるべき旨の申出をすることができる期間は、事業計画の認可等の公告があった日から起算して 60 日以内である。

【No. 17】 換地の割り込みに関する以下の記述の（イ）～（ハ）に当てはまる語句の組合せとして、**適当なもの**は次のうちどれか。

「換地の割り込みとは、（ イ ）を用いて画地の重なり、又は空白部分を解消し、換地を定めるための位置、地積、形状を検討し修正する作業をいう。

割り込みの際に、換地設計基準などの諸規定に抵触している画地がある場合は、調整により適合を図る。また、特別な取扱いをする宅地等の位置及び地積の確認を行うとともに、（ ロ ）が換地標準指数と著しく相違している場合は、原則として奥行長で調整して修正する。

割り込みをした換地について、（ ハ ）及び画地検討図を作成し、各街区間の減歩率、指数差率の不均衡等について総合的、多角的な検討を加え、修正の必要があれば修正する。」

	（イ）	（ロ）	（ハ）
(1)	暫定換地図	画地指数	街区別換地対照表
(2)	暫定換地図	街区評定指数	画地確定図
(3)	換地位置想定図	画地指数	画地確定図
(4)	換地位置想定図	街区評定指数	街区別換地対照表

【No. 18】 地方公共団体施行の土地区画整理事業における減価補償金に関する次の記述のうち、**適当でないもの**はどれか。

- (1) 減価補償金が交付される地区の異なる二つの宅地について、施行前の評価額が等しく、施行後の評価額が異なる場合、それぞれに交付される減価補償金の額は異なる。
- (2) 減価補償金が交付される地区においては、各権利者別の交付額について、土地区画整理審議会の意見を聴かなければならない。
- (3) 減価補償金相当額をもって公共施設充当用地として取得すべき土地は、施行地区内の宅地のうち、更地又は地上の物件の除却が容易なものであることが望ましい。
- (4) 被災市街地復興土地区画整理事業に公営住宅用地を確保する等の特別な場合を除き、減価補償金が交付される地区においては、保留地を定めることができない。

【No. 19】 換地計画の決定及び認可に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 組合施行において、都道府県知事に換地計画の認可を申請する場合は、換地計画に係る区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。
- (2) 個人施行者が換地計画を決定しようとする場合、換地計画に係る区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者については、全員の同意を得なければならない。
- (3) 市町村施行において、縦覧に供された換地計画についての意見書の内容を審査する場合、施行者は土地区画整理審議会の意見を聴かななければならない。
- (4) 縦覧に供された換地計画について意見書を提出できる期間は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までである。

【No. 20】 土地区画整理法に定める保留地に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 保留地の予定地積については、事業計画における設計の概要で定められ、最終的な保留地の位置、地積については、換地計画において定められる。
- (2) 個人施行の場合、保留地の処分方法は、規準又は規約に定めなければならない。
- (3) 地方公共団体施行の場合、保留地の処分について、当該地方公共団体の財産の処分に関する法令の規定は適用されない。
- (4) 地方公共団体施行の場合、被災市街地復興土地区画整理事業に公営住宅用地を確保する等の特別な場合を除き、事業の施行の費用に充てる以外の目的で、保留地を定めることはできない。

【No. 21】 土地区画整理事業の土地評価の特徴に関する次の記述のうち、適当でないものはどれか。

- (1) 大量の土地の評価が、それぞれ均衡が保たなければならない。
- (2) 評価者による偏差を生じないように評価する必要がある。
- (3) 評価時点は、施行前後とも事業開始時点である。
- (4) 比較的短期間に大量の土地及び権利の評価を行う必要がある。

【No. 22】 比準方式による評価方法の手順に関する次の記述に当てはまる語句の組合せとして、**適当なもの**はどれか。

- 手順1) の決定
手順2) の決定及び の設定
手順3) の評価

- (1) (イ) 計算方法 (ロ) 評価要因 (ハ) 対象画地 (ニ) 標準画地
- (2) (イ) 対象画地 (ロ) 計算方法 (ハ) 評価要因 (ニ) 標準画地
- (3) (イ) 計算方法 (ロ) 評価要因 (ハ) 標準画地 (ニ) 対象画地
- (4) (イ) 標準画地 (ロ) 計算方法 (ハ) 評価要因 (ニ) 対象画地

【No. 23】 土地区画整理事業の路線価係数に関する次の記述のうち、**適当でないもの**はどれか。

- (1) ガス、電気及び上下水道等の整備状況は、宅地係数を算出するための要素である。
- (2) 接近係数の算出において、同一系統の鉄道駅や街区公園等で施設の影響が重複する場合であっても、全ての影響を採用しなければならない。
- (3) 街路係数は、宅地が接する道路のみによる利用価値・効用を表す係数である。
- (4) 接近係数における対象施設との距離は、受益施設は沿道距離で、騒音及び悪臭等の受損施設は直線距離で測定することが望ましい。

【No. 24】 次の算出式により評価が求められる画地形状として、**適当なもの**は次のうちどれか。

$$V = R \times \left(\frac{A}{\ell} \text{の修正奥行百分率} \right) \times \text{修正係数} \times A$$
$$@ = \frac{V}{A}$$

R = 路線価指数、A = 面積、 ℓ = 間口長、V = 評価総指数、@ = 平方メートル当たり指数

- (1) 台形地
- (2) 袋地
- (3) 三角地
- (4) 不整形地

【No. 25】 市町村施行の土地区画整理事業において、施行者が評価員の意見を聴く事項として、**適当なものを全て示したもの**は次のうちどれか。

- (イ) 整理前後の土地及び借地権等の権利の価額
- (ロ) いわゆる立体換地における建築物の部分の価額
- (ハ) 換地が定められない宅地の使用収益停止に伴う損失補償額
- (ニ) 保留地の価額

- (1) (イ)、(ハ)
- (2) (イ)、(ロ)、(ニ)
- (3) (ロ)、(ハ)、(ニ)
- (4) (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)

【No. 26】 土地区画整理事業の土地評価の目的として、**適当でないもの**は次のうちどれか。

- (1) 保留地の設定
- (2) 公共減歩率の算定
- (3) 減価補償金の算定
- (4) 清算金の算定

【No. 27】 土地評価における「標準画地」の用語の定義に関する次の記述のうち、**適当なもの**はどれか。

- (1) 宅地の平均的利用状態においてその価値が施行地区の標準とみなされる矩形地をいう。
- (2) 路線に直角に接し、宅地の平均的利用状態においてその価値が最高とみなされる矩形地をいう。
- (3) 路線に直角に接し、宅地の平均的利用状態においてその価値が平均とみなされる矩形地をいう。
- (4) 路線に直角に接し、宅地の平均的利用状態においてその価値が最低とみなされる矩形地をいう。

【No. 28】 土地評価に当たって路線価式評価方法を用いる場合において、路線価の付設に関する次の記述のうち、**適当なもの**はどれか。

- (1) 路線価は、一つの路線の両側の利用状況が著しく相違する場合であっても、一つの路線に複数の異なる路線価を付設することはできない。
- (2) 路線価は、通路や路地など公道以外は付設する必要はない。
- (3) 路線価は、公道であっても幅員が4メートル未満であれば付設しない。
- (4) 路線価は、一街区長ごとに付設することを原則とするが、繁華街では一街区長を細分して異なる路線価を付設する場合もある。

【No. 29】 土地区画整理事業の画地の評価に関する記述のうち、**適当なもの**は次のうちどれか。

- (1) 土地の一部に借地権の設定がなされていた場合、その土地全体の総指数を借地権の存する部分の面積と存しない部分の面積の比により按分して、それぞれの部分の指数とする。
- (2) 画地の単位面積当たり指数は、路線価指数にその画地の個別的要因による修正率を乗じて算出する。
- (3) 私道の用に供している画地の単位面積当たり指数は、当該私道に付された路線価指数に私道修正係数及び修正奥行百分率を乗じて算出する。
- (4) 同一所有者の2筆の土地が隣接して存する場合、その利用状況にかかわらず2筆を一つの画地として評価し、その求められた指数を2筆の総指数とする。

【No. 30】 土地区画整理事業の街区評価の目的に関する次の記述のうち、**適当でないものはどれ**か。

- (1) 事業の計画段階において、減価補償金を算定し、減歩緩和のための用地買収の見通しをつけるため
- (2) 清算金の算定に際しての比例係数（比例率）を算定するため
- (3) 保留地をどの程度設定するかの見通しをつけるため
- (4) 換地設計に際して、施行後宅地のおおよその総指数を求めるため

【No. 31】 土地区画整理法において、個人施行の認可に関する次の記述のうち、**誤っているものはどれ**か。

- (1) 施行地区内の宅地について永小作権、賃借権、質権、抵当権、先取特権等の権利を有する者であれば、認可を申請することができる。
- (2) 宅地について権利を有する者の同意を得られない場合において、その者が宅地の所有権又は借地権を有する者以外であれば、その同意を得られない理由を記載した書面を添えて認可を申請することができる。
- (3) 宅地について所有権又は借地権を有する者が、数人共同して、当該権利の目的である宅地について土地区画整理事業を施行する場合においては、規約及び事業計画を定め、その土地区画整理事業の施行について都道府県知事の認可を受けなければならない。
- (4) 個人施行者は、土地区画整理事業を廃止し、又は終了しようとするときは、その廃止又は終了について都道府県知事の認可を受けなければならない。

【No. 32】 土地区画整理法において、組合の解散に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 組合は解散した後も、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまでは、存続するものとみなす。
- (2) 組合の解散に当たり、認可権者が組合に債権・債務がないことを確認している場合、清算人は債権申出の催告を省略することができる。
- (3) 組合が施行していた土地区画整理事業が市町村に引き継がれた場合においては、当該施行地区について、新たに施行者となった市町村の施行に係る事業計画の決定又は変更の公告があった日において、当該組合は解散する。
- (4) 事業の完成により組合が解散した場合においては、総会で理事以外の者を清算人として選任した場合を除き、理事がその清算人となる。

【No. 33】 土地区画整理事業における不動産の登記に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 施行者は、必要があるときは、所有者に代わって土地及び建物の表題登記の申請をすることができる。
- (2) 従前の数個の土地に照応して一個の換地が定められた場合の換地処分に伴う登記が完了したときは、登記官から登記識別情報が通知される。
- (3) 換地処分の公告があった日後においては、登記の申請人が確定日付のある書類によりその公告前に登記原因が生じたことを証明した場合であっても換地処分に伴う登記がされるまでは、他の登記をすることができない。
- (4) 組合設立の認可の公告があった場合、組合は、その公告のあった年月日及び換地処分の予定時期等所定の事項を、施行地区を管轄する登記所に届け出なければならない。

【No. 34】 土地区画整理法における清算金及び賦課金に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 賦課金の額は、組合員が施行地区内に有する宅地又は借地の位置、地積等を考慮して公平に定めなければならない。
- (2) 賦課金を徴収する権利は、これを行使することができる時から5年間行使しない場合においては時効により消滅するが、督促は、時効の更新の効力を有する。
- (3) 土地区画整理組合は、清算金の滞納があった場合、総会の議決によって督促手数料及び延滞金を決定しなければならない。
- (4) 土地区画整理組合は、利子を付して、清算金を分割徴収することができる。

【No. 35】 土地区画整理法における土地区画整理審議会に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 土地区画整理審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。
- (2) 土地区画整理審議会は、審議会の会長が招集する。
- (3) 土地区画整理審議会の委員の選挙について、宅地の共有者は併せて一つの選挙権及び被選挙権を有する。
- (4) 未成年者は、土地区画整理審議会の委員の被選挙権を有しない。

【No. 36】 土地区画整理法第 76 条の建築行為等の制限に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 市の区域において組合が施行する土地区画整理事業において、組合の設立認可の公告があった日後換地処分公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更を行おうとする者は、当該市の長の許可を受けなければならない。
- (2) 重量が 3 トンの物件については、土地区画整理法第 76 条において移動の容易でない物件とされないため、その設置又は堆積を行おうとする者は都道府県知事等の許可を受けることを要しない。
- (3) 都道府県知事等は、土地区画整理事業の施行の障害となる建築物等の新築等の申請があった場合において、その許可をしようとするときは、施行者の同意を得なければならない。
- (4) 都道府県知事等の許可を受けずに、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更をした者に対して、都道府県知事等は、事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復を命ずることができる。

【No. 37】 土地区画整理法における事業計画に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 事業計画においては、施行地区、設計の概要、事業施行期間及び資金計画を定めなければならない。
- (2) 市町村施行の土地区画整理事業においては、事業計画についての都道府県知事の認可は、設計の概要について認可を受けることで足りる。
- (3) 都道府県が事業計画を定めようとする場合において、利害関係者は、縦覧に供された事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、国土交通大臣に意見書を提出することができる。
- (4) 地方住宅供給公社は、その施行する土地区画整理事業について事業計画を定めようとする場合においては、当該事業計画について、あらかじめ、施行地区となるべき区域をその区域に含む地方公共団体の長の意見を聴かななければならない。

【No. 38】 土地区画整理事業の施行者が行う手続等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 施行者は、土地区画整理事業の施行のために必要がある場合においては、所有者に代わって土地の分割又は合併の手続をすることができる。
- (2) 施行者は、土地区画整理事業の施行に必要な測量を行うため必要がある場合においては、標識を設けることができる。
- (3) 現に組合が施行する土地区画整理事業の施行地区となっている区域については、当該組合の同意を得なければ、当該組合以外の者は、土地区画整理事業を施行することはできない。
- (4) 組合は、移転し、又は除却しなければならない建築物に居住する者を一時的に収容するために必要な施設、公共施設に関する工事の施行のために必要な材料置場等の施設その他土地区画整理事業の施行のために欠くことのできない施設を設置するため必要がある場合においては、土地収用法で定めるところに従い、土地を使用することができる。

【No. 39】 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 処分についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。
- (2) 審査請求に係る処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度等を考慮した上、処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却することができるが、この場合、裁決の主文で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。
- (3) 処分の取消しの訴えは、正当な理由があるときを除き、処分又は裁決があったことを知った日から6か月を経過したときは、提起することができない。
- (4) 処分の取消しの訴えの提起は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

【No. 40】 土地区画整理事業に関する都市計画についての次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 都市計画区域については、都市計画に、特定の事業の予定区域を定めることができるが、土地区画整理事業の予定区域について定めることはできない。
- (2) 都道府県又は市町村は、土地区画整理事業に関する都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 個人施行者が施行する土地区画整理事業であれば、施行区域内の土地について行われるものであっても、都市計画事業として施行することを要しない。
- (4) 土地区画整理事業の施行区域内においては、建築物の建築をしようとする者は、原則として、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長）の許可を受けなければならない。